

三重の土地改良アラカルト

土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業について

【はじめに】

原油価格の上昇に伴う、電気料金の高騰が長期化している状況を踏まえ、農業者の負担軽減を図るため、「令和5年度土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業」を実施し、土地改良区等が管理する用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に必要な電気料金の高騰分の支援を行います。

【支援事業の内容】

1. 対象

<対象施設>

国営、県営土地改良事業で造成した農業水利施設
 国、県の補助を受けて造成した農業水利施設

<対象者>

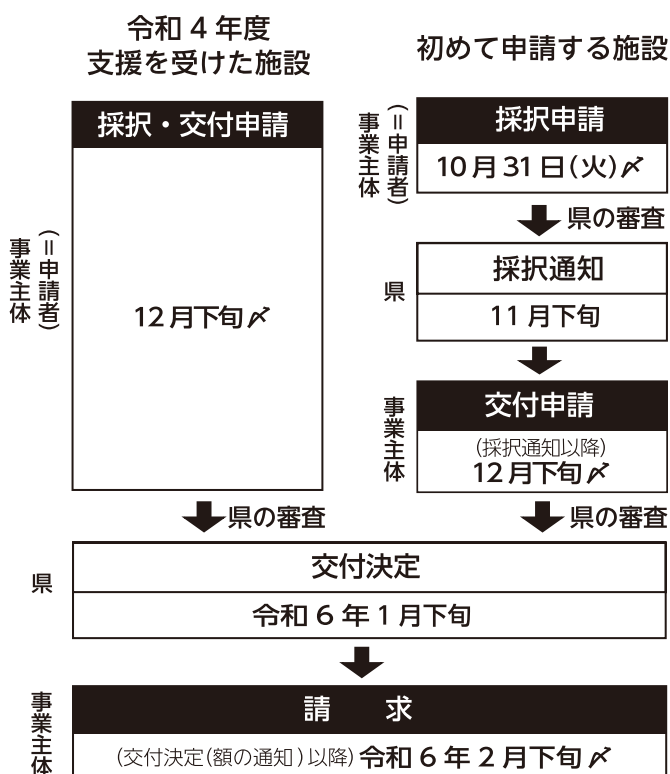
上記施設を管理する土地改良区等
 ・土地改良区、土地改良区連合
 ・複数の農業者が利用する農業水利施設を管理する農業者が構成員となる水利組合等の団体（定款や規約を定めている団体が対象）

2. 支援内容

<支援額>

令和5年4月から9月分の使用電力量
 × 補助単価6.38円/kWh × 1/2以内

3. 事業の流れ



【申請について】

<採択申請書提出期限>

令和5年10月31日(火)まで ※当日消印有効

<提出先>

三重県農林水産部農業基盤整備課

<提出方法>

・郵送または持参
 〒514-8570 津市広明町13番地(県庁6階)

・メール nokiban@pref.mie.lg.jp

・FAX 059-224-3153

※1週間以内に受領のご連絡をします。

1週間経っても連絡がない場合は、問い合わせ先へお電話をお願いします。

【問い合わせ】

三重県農林水産部 農業基盤整備課
 農業基盤企画班まで

・TEL:059-224-2556

三重県

令和5年度 土地改良区等電気料金高騰対策緊急支援事業

用排水機場等の農業水利施設の操作・運転に必要な
電気料金の高騰分を支援します

対象施設	1. 国営または県営土地改良事業で造成した農業水利施設 2. 国または県から補助を受けて造成した農業水利施設
対象者	上記施設を管理する土地改良区等の団体 (土地改良区、土地改良区連合のほか、定款や規約を定めている農業水利施設を管理する農業者が構成員の水利組合等の団体)
支援内容	令和5年4月から令和5年9月分の 使用電力量 × 6.38円/kWh × 1/2 以内

申請期限 | 令和5年10月31日(火) ※消印有効

※写真はイメージです

＼問い合わせ／

三重県農林水産部農業基盤整備課

電話:059-224-2556

ファクス:059-224-3153

メール:nokiban@pref.mie.lg.jp